

官版
西史學要

三四

第

學	史	
數冊	冊記	號冊
三	一	二八
學	縣	滋
校	中	賈

号止

230.1
34
Vol 3止

カロラインマチルダ
千七百七十五年薨
キリスチア第七世 林王
千八百一十年薨
諸子三人

チャルロト
千八百一十年薨
アウグニスタ
千八百一十年薨
エリサベツキ

マリリー
千八百一十七年薨
ソフィア
千八百一十八年薨
アマリア
千八百一十年薨

エリサベツキ
千八百一十年薨
マリリー
千八百一十七年薨
ソフィア
千八百一十八年薨
アマリア
千八百一十年薨

エルクスト
千八百一十年薨
フレデリカ
千八百一十年薨
カウギスタス
千八百一十年薨

カウギスタス
千八百一十年薨
エリサベツキ
千八百一十年薨
マリリー
千八百一十年薨

マリリー
千八百一十年薨
ソフィア
千八百一十年薨
アマリア
千八百一十年薨

エルクスト
千八百一十年薨
フレデリカ
千八百一十年薨
カウギスタス
千八百一十年薨

アルゾル
千八百一十年薨
オホルト
千八百一十年薨
ウイクトリア
千八百一十年薨
フレデリカ
千八百一十年薨

ウイクトリア
千八百一十年薨
フレデリカ
千八百一十年薨
マリリー
千八百一十年薨

マリリー
千八百一十年薨
ソフィア
千八百一十年薨
アマリア
千八百一十年薨

アルゾル
千八百一十年薨
オホルト
千八百一十年薨
ウイクトリア
千八百一十年薨
フレデリカ
千八百一十年薨

第五

「ホーフォルト」家系譜

レヨングスゴーン
千三百九十九年卒
カクタイン
千三百九十九年卒

レヨングスゴーン
千四百一十年卒
ヘンリ
千四百一十七年卒

ヘンリ
千四百一十七年卒
トーマス
千四百二十四年薨

レヨングスゴーン
千四百一十七年卒
ヘンリ
千四百一十七年卒

レヨングスゴーン
千四百一十七年卒
ヘンリ
千四百一十七年卒

ヘンリ
千四百一十八年卒
レヨングスゴーン
千四百二十四年卒

ヘンリ
千四百一十八年卒
レヨングスゴーン
千四百二十四年卒

ヘンリ
千四百一十八年卒
レヨングスゴーン
千四百二十四年卒

ヘンリ
千四百一十八年卒
レヨングスゴーン
千四百二十四年卒

ヘンリ
千四百一十八年卒
レヨングスゴーン
千四百二十四年卒

ヘンリ第七世
千四百六十四年卒
エドモンド
千四百七十二年卒

ヘンリ第七世
千四百六十四年卒
エドモンド
千四百七十二年卒

ヘンリ第七世
千四百六十四年卒
エドモンド
千四百七十二年卒

ヘンリ第七世
千四百六十四年卒
エドモンド
千四百七十二年卒

ヘンリ第七世
千四百六十四年卒
エドモンド
千四百七十二年卒

第十三

佛蘭西帝「ナホレオン」系譜



西史華要卷四

英國條約年表

地名	年月	人名	國名	條約大意
ウツドモー	紀元百七十八年	ウツセックス	ウツセックス	ウツセックス及ヒ「アングリ
ル(英ソム)	六月	王アルフ	ア	兩國ノ經界ヲ定メド
		「アングリ	マス	河ヨリ「ア河ニ至リ
		「ア王	「ソド	「ソドヲルニ遠シ「カ
		「ソ	河ヨリ	「ソトリンク街ニ至
			ルヲ	以テ境ト取極ム英ノ
			國史	ハ此條約ヲ決メテ

「ワロニ」一名	千七百七十四年	英吉利王「ヘンリ」第二世	「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ
「ワレース」		「ヘンリ」第二世	キオヲ約ス
「ルマン」		「ヘンリ」第二世	
「シ」		「ヘンリ」第二世	
「シ」		「ヘンリ」第二世	
「シ」		「ヘンリ」第二世	
「シ」		「ヘンリ」第二世	
「シ」		「ヘンリ」第二世	
「シ」		「ヘンリ」第二世	

西史學要卷四

英王

第九世

ストル(英)

五月十日

第三世

佛蘭西王

「ヘンリ」第二世

千七百七十四年

英王「ヘンリ」

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

ストル(英)

五月十日

第三世

佛蘭西王

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ヘンリ」王ハ以テ英王ノ附庸トナリ兵馬ノ軍役ヲ勤ヘ

「ア」レチダグニ千三百零六年英吉利
 「英」年ルト
 「ル」ス迄停
 五月八日佛蘭西

ハ都テ佛王ノ命ニ従フヘ
 年旨ヲ約定ス
 英王「エ」ドワルド「第」三世佛國
 王然相續ス「一」并ニ祖先ノ
 舊領「ノ」ルマンジ「」アンジ
 「」ウイレー「」ア「」封
 境ニ付以來議論ナキ旨ヲ
 約シ「ギ」ア「シ」全部「カ」スコ「ニ」
 「ボ」アツ「」セ「」ントング「」リ
 ム「」サ「」ン「」ア「」セ「」ス「」ア「」カ「」レ「」
 「ボ」ン「」チ「」ユ「」國「」ハ「」之「」ヲ「」兼「」領

「ト」ロ「イ」ス「佛」
 千四百二十年英吉利
 五月廿日佛蘭西
 「ボ」ル「ゴ」ン「ジ」

ス「」キ「」ヲ「」取「」極「」ム「」○英王
 ヲリ六年ノ間三百萬「ゴ」ロ
 ウ「」ノ「」貨幣ノ金貨ヲ償金ト
 命テ佛王「」ニ約ル「」ヲ
 決定ス

英王「ベ」ン「リ」第五世其舅佛王
 「ホ」ル「レ」ス第六世在世ノ間
 佛ノ王位ニ付異存ナク唯
 國民ノ衆議ニ從テ國政ヲ
 振テ舅家ノ益ヲ謀リ太子
 ノ封土ヲ取リ王位ニ即カ

アルラス^佛
ロルト

千四百三十五年 佛蘭西

九月廿二日

ボルゴンジ

ハ「ルマン」ヲ以テ再
ビ佛ノ封域ニ加フニキ旨
ヲ協議シ且其后「カテライ
」ニ英后ノ歳入ヲ與フ可
キ旨ヲ約定ス
ボルゴンジ「公ハ以來英ノ
會盟ヲ絶ツヘキヲ盟ヒ
佛王モ亦ボルゴンジ「公
ノ父非命ニ死スルヲ汝
嗟シ右ノ刺客ヲ捕ヘ之ヲ
罰スベキヲ約シ且償金

ベッキニー^佛
ルジ

千四百三十五年 英吉利

八月廿二日

佛蘭西

四十萬「コロウ」ノ證據ト
シテ砲台數箇所ヲ引渡シ
又都邑數箇所ヲ割テボル
ゴンジ「ノ封土ニ加フニ
キ旨ヲ取極ム
條約中緊要ノ個條ハ佛王「
」ノ第十一世ヨリ英王「
」ノ「」ノ第五世へ一年ハ
間ニ七萬五千「コロウ」ヲ
佛王其年々五萬「コロウ」
ヲ與フベキ事

エスタプル
佛曰カ
ルシ

千四百九十一年 英吉利
十月三日 佛蘭西

一七年、開兩國ニ於テ其ヲ
休ノ交易ノ條約ヲ取結ヘ
キ事

一 佛王ノ太子ヲ以テ英王ノ
嫡女ト婚セシムルヲ取
極メ又英ノ故王「ミン」第
六世ノ后「ルカ」ト「ミン」
ヨリ五萬「コロウ」ヲ拂フ
トテ止ム

公然ノ條約ヲ以テ會盟レ兩
國間ノ和親ヲ取結ヒ又内

エスタプル
佛曰カ
ルシ

千四百九十一年 英吉利
十月三日 佛蘭西

エスタプル
佛曰カ
ルシ

千四百九十一年 佛蘭西

密ノ條約ヲ結ビ佛王「ル」
第七世「ミン」第
八世ヨリ英王「ハ」
第七世へ半年毎ニ二萬
五千「コロウ」ヲ拂フヘキ
旨ヲ約スコレハ「グ」
ノ條約ニ付英王ニ拂フヘ
キ金高弟英故王「エ」
下第四世へノ歳入殘金ヲ
合算シ十四萬九千「ポ」
ト成ルニヨリテナリ
日耳曼帝「ル」ス佛王「フ」

佛蘭西ノ島

九月十九日

西班牙

ガトールカム
ブルシス領

四月二日

佛蘭西

千五百五十九年 英吉利

シシス協議シテ反三不和
ヲ解キ侵奪ノ領地ヲ故ニ
復シ双方ノ兵力ヲ合併シ
テ主耳其ヲ攻メ正教ヲ保
庇スヘキ旨ヲ約シ帝女或
ハ帝弟「エルチナント」ノ女
ヲ以テ佛主ノ二子「ルレ
ス」ニ娶セヨノ約ヲ固クス
ヘシト取極ム
故ト英領ノ地「カレ」并「ピカ
ルシ」ノ諸部ハ八年ノ後

ドラ
トル

國會議

千六百零八年

英吉利

心

千六百零八年 佛蘭西

ア
日耳
曼

十月廿四日

日耳曼

西班牙

佛ヨリ之ヲ英ニ返スヘシ
若シ之ニ違背セハ佛ヨリ
英へ五十萬「ロウ」ヲ拂
フヘク且ツ右拂方ノ有無
ニ拘ラズ佛王ハ子孫ニ至
ル迄此地ノ事ニ付カナリ
テ制セラレ異議アルマシ
キ旨ヲ取定ム
此條約英國ニハ左迄大關係
アリテカレハ歐洲ニ於テ緊
切ハ條約ナリトス此時初

西曆一千六百零九年
十月廿一日

蘭西
七月廿一日

荷蘭
丁抹

三國會盟
千六百零九年
五月廿三日

英吉利
荷蘭
瑞典

十六歐洲各國威權ノ衝平
ヲ取極アリ
凡此ハ英國ニシテ
ハ以來英領ト定リ又
チモア、モン、トセル、
ント、カリス、ド、
部、英ニ復ス、
チ、ハ、佛領ニ復ス

三國協議シテ防禦ノ會盟ヲ
結ヒカ、佛、佛、蘭、西、
制、レ、西、班牙、ノ、
議、ヲ、談、判

西曆一千六百零九年
五月廿三日

セ、ン、ヨ、ヲ、約、シ、且、
約、ヲ、以、テ、合、議、シ、
ル、イ、ハ、コ、ノ、議、
ル、片、ハ、其、ヲ、以、
ノ、間、ニ、立、入、ル、
ヨ、コ、ノ、條、約、
王、ル、イ、ハ、
ハ、此、ニ、盟、セ、
ル、子、
ヲ、初、ト、
十、二、所、ノ、砲、台、

百六十八年五月二日ノ事

ナリ

ドールルノ千六百七十年英王「ルレ」緊要ノ關係ハ

締約(英) 五月 又第二世 一英王ハ表テ向キ羅馬ガト

佛王「ルイス」 馬其教ヲ奉スル事

第十四世 一英王ハ佛王トカヲ併セ荷

蘭ノ威推ヲ殺カンコヲ計

ル事

一英王ハ「ブールボン」氏西班牙

王ヲ相續ニ付之ヲ補佐

セン為ニ英ノ海陸二軍ノ

「ニメギエン」千六百七十年 佛蘭西

荷(蘭) 八月十日 荷蘭

佛蘭西

九月十日 西班牙

西班牙

カヲ用テ之キ事

一佛王モ亦莫大ノ軍費ヲ英

ハ拂ヒ若シ英國ニ騷動起

ラハ其ヲ以テ援テ之キ事

「ルレ」ロア「カ」テナルド

「ン」ト「ア」ト「カ」ル「レ」

ムボルグノ地ヲ以テ西班牙

ヲニ復シ佛領「コム」テ

ニ「ワ」レ「ン」レ「ア」ン「カ」ム「ブ」レ

「ト」コ「ン」デ「イ」ブ「レ」

「ト」セ「ン」ゼ「ン」ト「オ」メル事

西史要 卷四 百六十八年五月二日ノ事

レイスウツ千六百九十五年 佛蘭西
キ〔荷蘭ノ〕 南部
九月十日 英吉利

西班牙 荷蘭

日耳曼
日耳曼ハ十
月三十日初
テ此條約三
調印セリ

荷蘭封城經界中ノ十二砲
台ヲ以テ佛ニ復ス○荷蘭
モ侵奪セラレシ地ヲ復シ
佛ト通シ貿易ノ利ヲ開ク
ウルリアハ第三世英王即位
ノ事ヲ各國ニ表テ承知セ
リカタロニア及ヒロウコ
ンテリトノ地方ヲ以テ西
班牙ニ復ス但シ經界ノ證
トナルニキ村落ハ之ヲ除
ク又ロルレーンヲ以テロ

ユトレクト 千七百十三年 英吉利
四月十日 佛蘭西
荷蘭

七月十日 英吉利
西班牙

ルレーン公ニ復レケール
ワリホルグヲ以テスボル
グアリセクヲ以テ日耳曼
ニ復ス
一緊要ノ關係ハ英女王
即位ノ事ヲ佛國ニ表テ承
知レテ口テスタテテ教施
行ヲ承諾スベキ事
一英王紗ニ付異議ヲ建ル人
ヲ佛國內ニ置マレキ事
一西班牙王アルカノ佛ノ王

十月五日

西貢
英吉利

十月十日

西貢
英吉利

十月十五日

- 一 紛ニ關係セス又ニルリ公
「オ」リアン公ハ西ノ王
二 關係スニカワザル事
一 西ノ王紛相續スヘキ人ハ
「オ」身「公」タルヘキ事
一 「ホ」ドソン港「イ」子ウインド
一 ランド「ロ」スコチア「シ」ブ
ラルタル「ニ」ノルカハ英ノ
所領タルベキ事
一 「ド」ンキルキ港ハ廢シテ之
ヲ鎖スベキ事

十月十日

西貢
英吉利

十月十五日

西貢
英吉利

- 一 夫麥ハ日耳曼「オ」身「イ」アラ
ンドル「ラ」イン「アル」ブ「ノ」諸
國ヨリ荷蘭ヘ運輸スヘキ事
一 「リ」ル「エ」トル「ニ」ル「シ」ン
「ド」ウ「ナ」ント「ハ」佛領ニ復ス
ベキ事
一 「イ」「リ」國ハ「オ」身「イ」公ノ封
主ニ隸シ王國ノ稱ヲ冒ス
ベキ事
翌年調印ノ條約ニテ「イ」
「ラ」「ン」「チ」ル「ニ」
太

エキスラ、
ベシ(日耳曼)

千七百甲午年英吉利

十月七日佛蘭西

荷蘭

西班牙

埃地利

割西班牙領ノ荷蘭地方ヲ
以テ日耳曼帝ニ與ヘタリ
緊要ノ商條ハ

一 歐洲ノ諸國互ニ侵奪ノ地
アリ各之ヲ故ニ復スベキ
事ナリ

一 英國ハコロテヌタント教
ハ之ヲ保証スベキ事

一 佛國ニテ英ノ王統相續ヲ
爭フ人ヲ國內ニ置マシキ
事

一 ヌレアシトノ條約ハ四年
ノ間再ヒ之ヲ施行スベキ
事

一 埃地利ニ於テ帝稱ヲ奉ス
ルハ佛國ニテ之ヲ承認
シ帝位ト心得ベキ事

一 位階ノ法ハ故ニ復スベキ
事

一 ヲレシア公國ガ多ツ侯國
ハ普魯西王ニ隸スベキ事
一 モテ公切ノア合衆何レ

パリス
佛京

千七百六十二年 英吉利

二月十日 佛蘭西

西班牙

モ従前ノ地境ニ復スベキ
 事
 一「ポルマ」ガスタルラ「公國」并
 ニ「ブラセンチア」ハ西班牙
 王子「ド」之ヲ屬シ復
 故ノ約ヲ以テ之ヲ子孫ニ
 傳フベキ事

緊要ノ箇條ハ

一英國ハ「トベゴ」「ド」ニ「カ」セ
 ント「ワ」ンサシ「レ」ナダ「諸」
 島ヲ所有シ「セント」ル「レ」ア

及ヒ其餘ノ諸島ヲ以テ佛
 二復スベキ事

佛ハ「ソ」ワ「ス」コ「チ」カ「ナ」ダ
 「レ」ト「ハ」岬領地ノ事ニ付
 議論ナレ但レ新地漁獵ノ
 利ヲ令チセント「ド」エ「ル」

「ケ」ロ「ン」ノ諸島ヲ類ス然
 レ「死」砲台ヲ置兵備ヲ整フ
 ルヲ禁スル事

一 西班牙ハ「コロ」リ「ダ」ヲ英ニ
 與ヘ代リトモ「キ」ハ「ワ」

シナノ地ヲ取戻ス事
 一 三ノ河ヲ以テ英領
 并ニルイシアナノ經界ト
 定ル事
 一 英ハ亞弗利加洲ニ於テセ
 子ガルヲ得ゾリトヲ取戻
 事
 一 佛ハ東印度ニ於テ千七百
 四十九年ノ初所領トセシ
 部落ヲ取戻シ并ニボンシ
 セルリトヲ得祖シ其以後

〔バリス
 近傍〕

〇ルサイル千七百〇三年 英吉利

九月三日 佛蘭西

西班牙

亞米利加

侵奪セシ地ハ之ヲ奪ハキ
 事
 一 英ハ歐洲ニ於テ「ノルカ
 」「復シ又「ボンシ」ラ「港」ヨ
 リ木材ヲ伐出スヘキ許ヲ
 得ル事
 緊要ノ箇條ハ
 一 亞米利加合衆國ノ獨立ヲ
 承認シ新地ノ漁業ニ至ル
 迄其條理ヲ以テ取扱フヘ
 キ事

一英ハ「グレナダ」「セントワン」
「サレ」「ド」ニカ「セントキリ」
「スト」「フル」「子」ウ「ス」「モ」ント
セル為「シ」ヲ領「シ」セント「集」
レ「ア」ト「ベ」ゴ「フ」以テ佛ニ與
フベキ事

一英ハ「亞弗利加」ニ於テ「セ」子
ガ「ル」河并「線」地及「上」ゴ「リ」
島ヲ「弄」ガム「ロ」河「オ」ル「ド」
ゼ「ム」ス「ヲ」領「ス」ル事
佛ハ「東」印度ニ於テ「シ」ン「テ」

ルナ「ゴ」ト「ル」ボ「ン」シ「左」ル「リ」
「シ」ン「テ」ヲ「取」戻「ス」事

一英ハ「王」ノ「ルカ」「フロリダ」ヲ
以テ「西」班牙ニ與「ス」ベシ「但」
シ「英」人「船」界ノ「所」ニ「來」リ「木」
材ヲ「伐」出「シ」差「支」サ「キ」事

千七百八十三年九月二日
調印ノ條約アリテ「英吉利」
「荷蘭」ノ間ニ和親ノ交際ヲ
開キ互ニ侵奪ノ地ヲ返「ス」
但シ「子」ガ「バ」タムハ「英」ニ「隸」

アミア
シカ
ル

千八百三年 英吉利

三月廿日 佛蘭西

西班牙

バタウア合

衆

又

緊要ノ箇條ハ

一 英國ハ侵奪ノ地ヲ以テ盡

ク佛蘭西及ヒ會盟ノ諸國

ニ復スベシ但シバタウア

合衆ヨリ得タル「レ」ロシ

并ニ西班牙ヨリ得タル「チ

リ」ニタルハ之ヲ領スル事

一 「ル」タハ之ヲ「セント」

ノ諸將ニ復シ與ヘ同島及

ヒ領地ヘ屯集セル英王ノ

パリ

千八百十四年 英吉利

五月廿日 魯西亞

普魯西

緊要ノ箇條ハ

一 佛國ノ地境ハ千七百九十

二年ノ時ノ原界ニ復スベ

キ事

一 佛ハ七島合衆ヲ認メ之ヲ

承認スベキ事

一 土耳其領ハ尽ク本領ニ復

スベキ事

佛蘭西

- 一 此レシ經界ヲ明白ニ定メ
為耶ノ増減アルニキ事
- 一 然レ凡佛ハ猶「アウニヨン」
及ヒ「ウチーレン」地方ヲ所
有スヘキ事
- 一 荷蘭日耳曼瑞西以太利ハ
各獨立ノ建國タルニキ事
- 一 「マルタ」及ヒ其隸地ハ永久
英領タルニキ事
- 一 英國ハ戰爭中佛并ニ其會
盟ヨリ斥リタル領地ヲ其

併盡ク所有ナスベシ但シ
「ナポレオン」及ヒ
佛蘭西島ハ之ヲ除クニキ
事

- 一 佛ハ東印度ニ於テ交易ノ
為家屋ヲ建築スルヲ得
然レ凡車締役人ノ外兵隊
ヲ置可ラザル事
- 一 佛ハ新地及ヒ「セント、ロウ
レン」ス峽ニ於テ漁業ヲ營
ムヘキ條理アル事

パリ

千八百十五年 英吉利

十月廿日 魯西亞

普魯西

佛蘭西

緊要ノ箇條ハ

一 佛國ノ地境ハ千七百九十

一年ノ時ノ通りタルニキ事

一 佛ノ東北境砲台十八ヶ所

ハ必クモ三箇年ノ間會盟

諸國ヨリ十五萬人ノ兵ヲ

出シテ之ヲ守ラシムヘシ

祖レコノ入費ハ佛ヨリ之

ヲ拂フベキ事

一 佛國ヨリ軍費ノ償金トシ

テ七萬々フランクニ千八

官叙御書

百萬ポントニ當ルノ金高
ヲ年月ヲ取極メ會盟諸國
ハ拂フベキ事

